

契 約 書

物 品 名 さっぽろ観光ガイド

数 量 35,000 部

上記の物品の購入について、札幌市（以下「発注者」という。）を買主とし、
（以下「受注者」という。）
を売主として、次のとおり売買契約を締結する。

- 1 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 納 入 期 限 年 月 日
- 3 納 入 場 所 発注者の指定する場所 ()
- 4 検 査 場 所 発注者の指定する場所 ()
- 5 仕様及び設計図等
- 6 契 約 保 証 金 「免除」又は「金 円」
- 7 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の
う え、各自 1 通を所持する。

年 月 日

発注者 札幌市
代表者 市長

受注者 住 所
商号又は名称
職・氏名

札幌市国内観光プロモーション実行委員会物品製造の請負契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に記載された物品（以下「物品」という。）の製造の請負契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品の製造の請負契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

(契約保証金)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(製作工程表の提出)

第3条 発注者は、必要に応じて受注者に対し、物品の製作工程表の提出を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第5条 受注者は、納入に際し、又は発注者の定める日時に立会いのうえ発注者の定める検査（以下「納品検査」という。）を受けなければならない。

2 発注者は、納品検査を納入の日から起算して10日以内に終えなければならない。

3 発注者は、受注者が納品検査に立ち会わないときは、当該納品検査の結果について受注者の異議の申立てを認めないものとする。

4 発注者は、納品検査に合格したときは、受注者から当該物品の引渡しを受けるものとする。

5 発注者は、必要と認めるときは、中間検査を行うことができる。

6 受注者は、納品検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に製作のし直し、又は補修を行わなければならない。この場合の再製作又は補修後の納入については、前各項の規定を準用するものとする。

(危険負担)

第6条 前条第4項（同条第6項で準用する場合を含む。）の引渡し（以下「物品の引渡し」という。）の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

(契約金額の支払)

第7条 受注者は、物品の引渡しを終えたときは、書面をもって契約金額（分割払のときは、当該分割金額）の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額（分割払のときは、当該分割金額）を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰する理由により、第5条第2項の期間内に納品検査（同条第6項で準用する場合を含む。）を終えないときは、その期間を経過した日から当該納品検査が終了した日までの期間を約定期間から差し引くものとする。この場合に、差し引く日数が約定期間を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

(瑕疵担保)

第8条 物品の引渡し後、発注者において、瑕疵を発見したときは、当該損傷等が発注者の過失又は災害等による場合を除き、受注者は、発注者の指定する日までにこれを良品と交換し、又は補修するものとする。

2 受注者が前項の交換又は補修に応じないときは、発注者は、受注者の費用負担により第三者にこれを行わせることができる。

3 第1項による瑕疵のある物品の交換又は補修の請求は、物品の引渡し後1年以内に行わなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第9条 受注者の責めに帰する理由により、納入期限までに物品の納入ができない場合には、

受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、納入期限の翌日から納品検査（第5条第6項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該納品検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割納入するときは、前項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全履行がなされなければ、契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受注者は、天災等受注者の責めに帰することができない事由により納入期限内にその義務を履行できないときは、直ちに理由を明記した書面により発注者に対して当該納入期限の延長を申し出なければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項以外の事由により納入期限内に履行できないときは、受注者に対して履行遅延の事由及び履行可能な期限等を明記した書面の提出を求めることができる。
- 6 発注者の責めに帰する理由により、第7条第2項に規定する支払が遅れたときは、受注者は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第10条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による物品の引渡し後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第11条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
- (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 発注者は、前項（第4号を除く。）の規定により契約が解除されたときは、既納部分を検査し、当該検査に合格したものは、これを購入することができる。

3 第1項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約保証金の返還）

第12条 発注者は、物品の引渡しを受けたときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第13条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第14条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。